

6.10 景 観

6.10.1 調 査

(1) 調査項目

調査項目は以下のとおりとした。

- ・ 景観資源の状況
- ・ 主要な眺望点の状況
- ・ 主要な眺望景観の状況

(2) 調査手法

上記の項目について、既存文献等の入手可能な最新データの収集整理により把握した。

また、既存文献等に記載のない眺望点及び眺望景観を把握するため、表6.10.1-1に示すとおり現地調査を実施した。

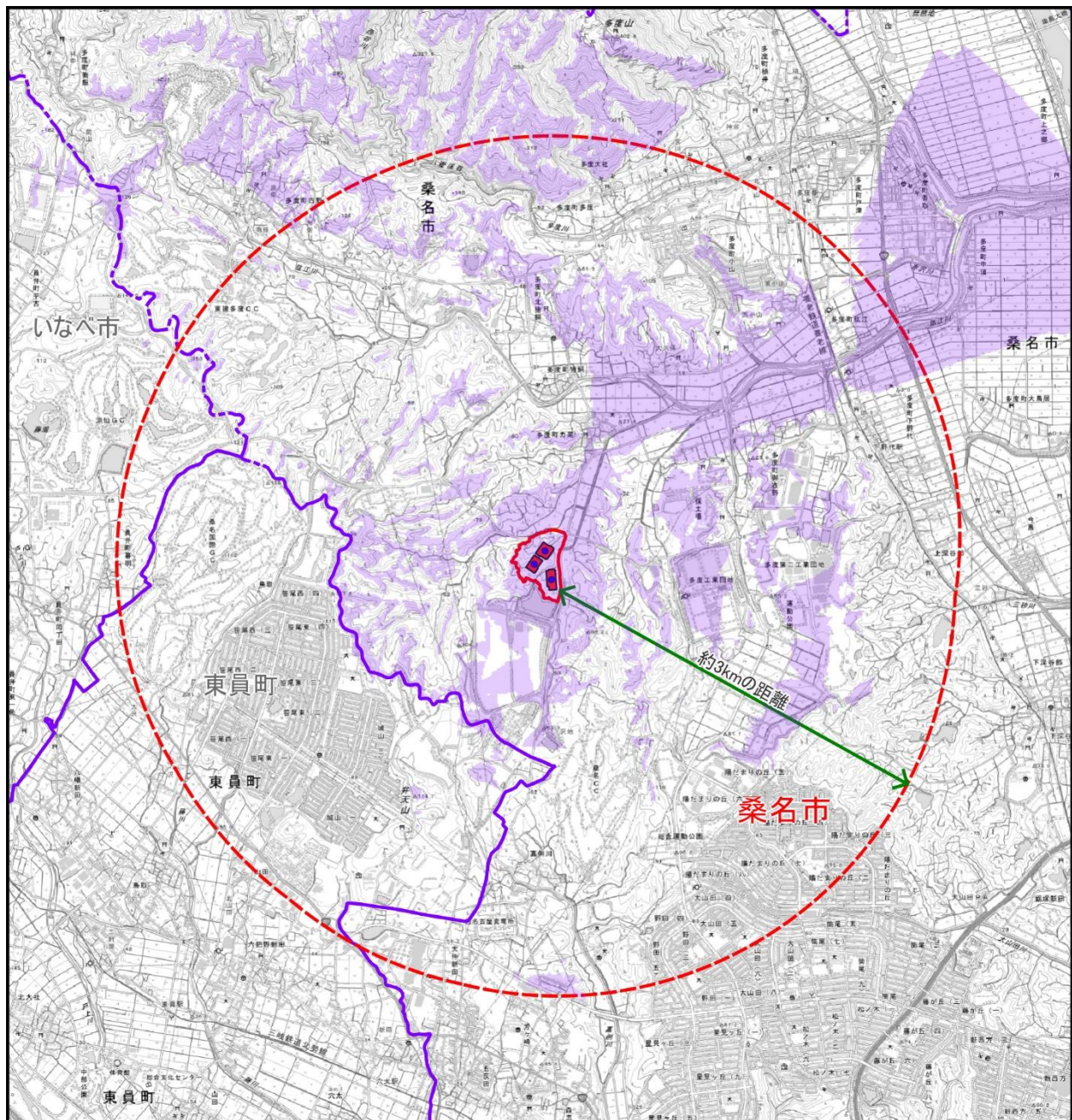
表 6.10.1-1 調査方法（現地調査）

調査項目	調査方法	調査日時
・ 主要な眺望点の状況	現地踏査及び写真撮影	令和2年2月13日
・ 主要な眺望景観の状況		令和2年2月14日

(3) 調査地域

調査範囲は図6.10.1-1に示すとおりであり、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成11年、建設省）に記載されている「景観に係る『影響を受けるおそれがあると認められる地域』は、標準的には対象全体の形態が捉えやすく、対象が景観の主体となる領域として、事業実施区域及びその周囲約3km程度の範囲が目安となる」を参考とし、準対象事業実施区域から半径約3kmの範囲を基本とした。

なお、第2章に示した事業計画に基づき、想定誘致事業所の各建物の中心から5kmの範囲の可視領域を「基盤地図情報数値標高モデル（10mメッシュ）」を用いて算出したところ、準対象事業実施区域から半径約3kmの範囲に含まれる東員町やいなべ市の地域には可視領域がほとんどないことが確認された。これは、尾根地形や樹林等が介在しており、準対象事業実施区域のほとんどが視認できないためと考えられることから、同市町は調査範囲から除外した。



凡 例

- 準対象事業実施区域
- 準対象事業実施区域から3kmの範囲
- 想定建物
- 建物中心
- 可視領域
- 市町界

0 1 2 km



図 6. 10. 1-1 景観の調査範囲

(4) 調査結果

既存文献等の収集整理及び現地調査の結果は、次のとおりである。

① 景観資源の状況

準対象事業実施区域周辺の景観資源は表6.10.1-2及び図6.10.1-2に示すとおりである。

「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」（環境庁、平成元年）によると、準対象事業実施区域に近い景観資源として「八壺溪谷（多度溪）」、「みそぎ滝」が存在しており、いずれも調査範囲内に分布している。

しかし、図6.10.1-2に示すとおり、いずれも可視領域が及んでいないことから、調査対象外とした。

表 6.10.1-2 準対象事業実施区域周辺の景観資源

No.	自然景観資源名	名 称	調査範囲	
			内	外
1	峡谷・溪谷	八壺溪谷（多度溪）	●	
2	滝	みそぎ滝	●	

出典：「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」（環境庁、平成元年）

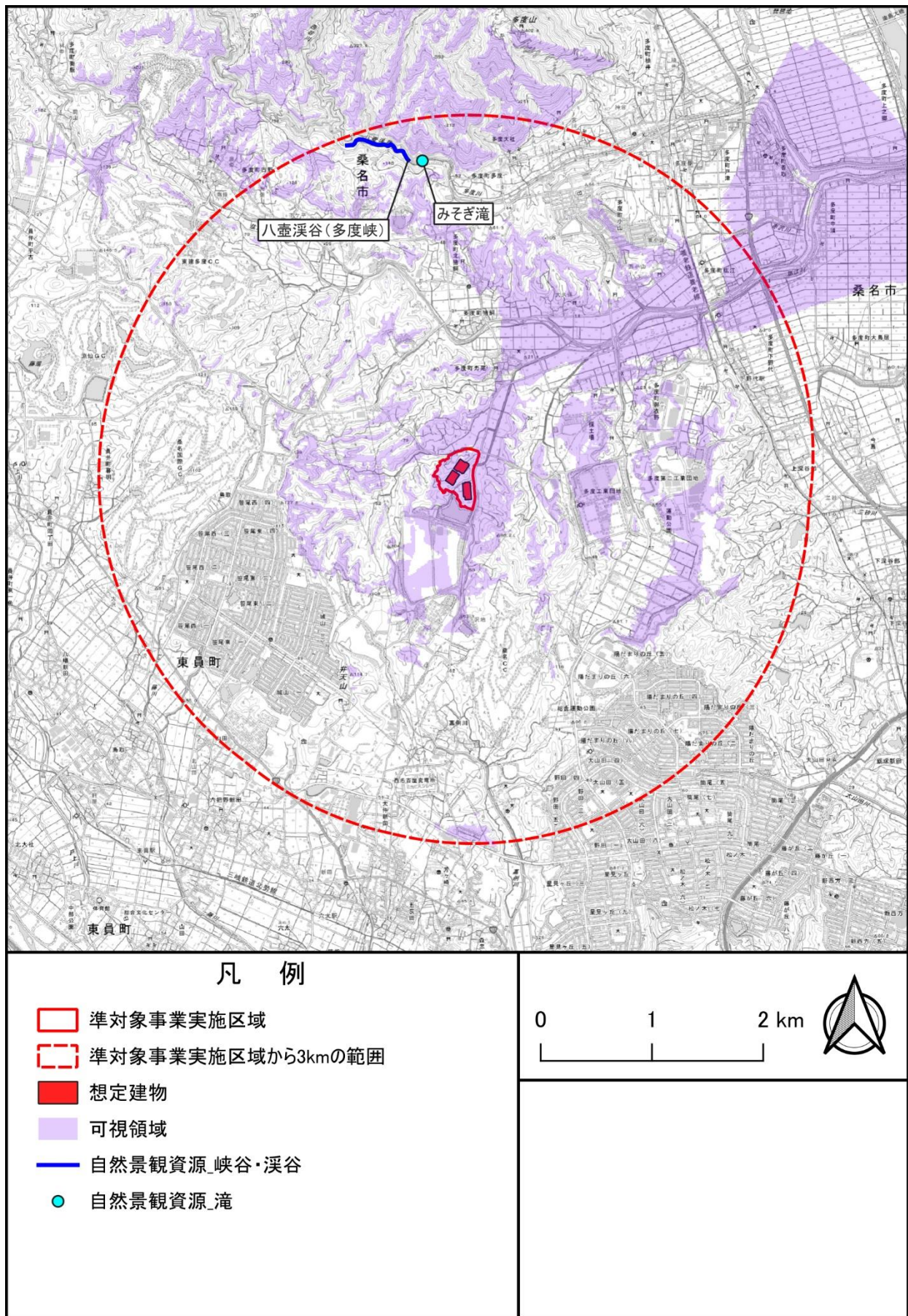


図 6.10.1-2 準対象事業実施区域周辺の景観資源

② 眺望点の状況

準対象事業実施区域の周辺の眺望点は表6. 10. 1-3及び図6. 10. 1-3に示すとおりである。

既存文献によると、準対象事業実施区域に最も近い眺望点として「高区第二配水池展望台」が存在しているが、調査範囲外である他、出典に明記されているとおり南側方向の眺望は開けているものの、南側を除く方向は樹林に覆われ眺望は乏しいことから、予測対象の眺望点として選定しないこととした。

そのため、現地踏査結果を踏まえ、調査範囲内の可視領域の及ぶ範囲から4箇所の眺望点を選定した。

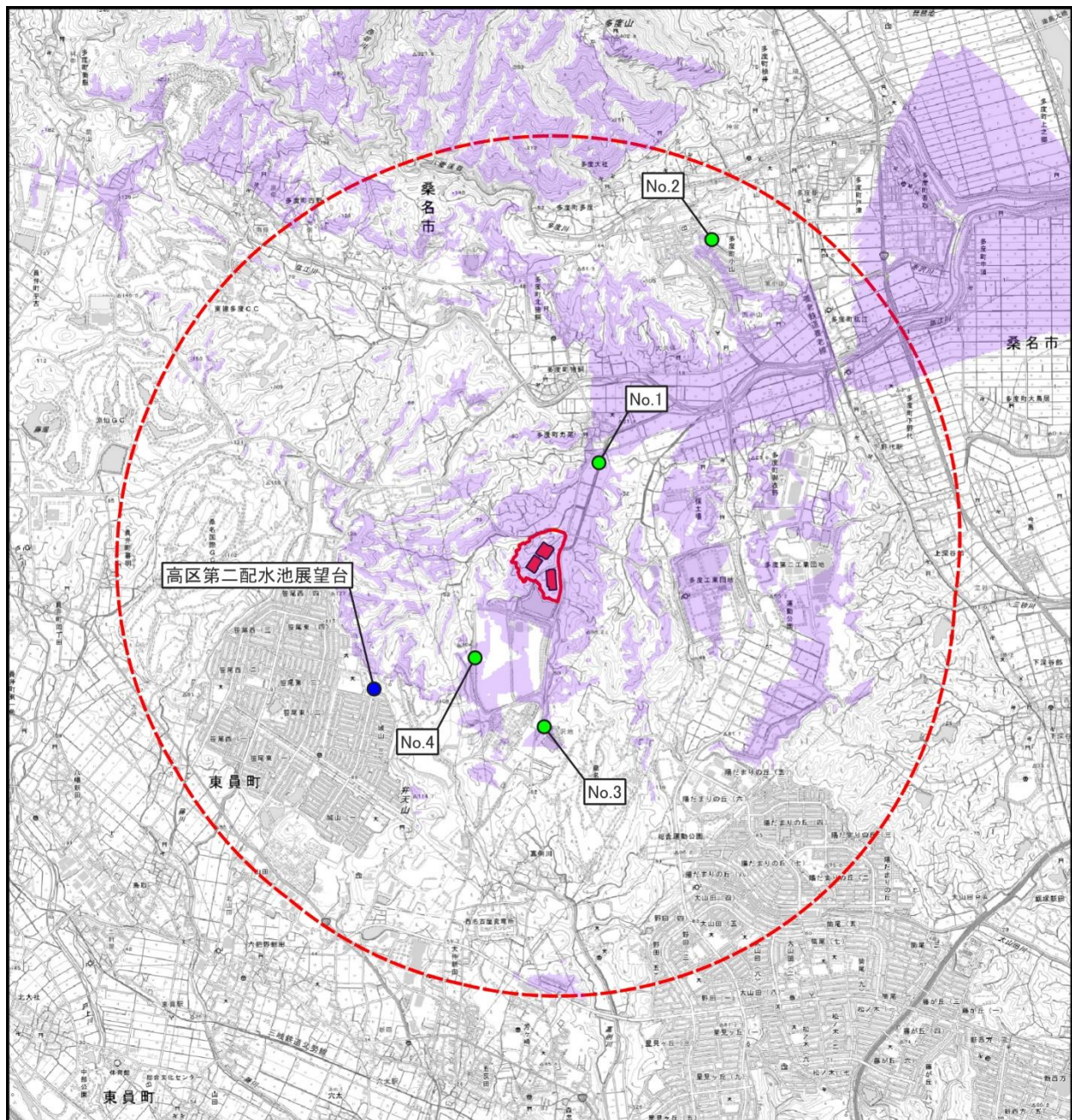
表6. 10. 1-3 準対象事業実施区域周辺の眺望点

No.	名称	概要	調査範囲	
			内	外
-	高区第二配水池展望台	四阿とベンチが設置されており、南側方向（東員町）のまち並みが一望できる。（※1）		●
1	力尾集落付近	準対象事業実施区域に最も近い集落である力尾集落の近傍。落合川沿いで準対象事業実施区域方向の視界が開けている。	●	
2	小山台付近	旧多度町中心付近で地形の高まりがある住宅地である小山台の近傍。北東方向からの準対象事業実施区域への眺望が認められる。	●	
3	沢地浄水場付近	肱江川水系と員弁川水系との分水嶺にあたり、南方向からの準対象事業実施区域への眺望が認められる。	●	
4	テックベース西側	隣接する工業団地の近傍であり、工業団地が立ち並ぶ景観が成立すると考えられる。	●	

※1：三重県ホームページ（県土整備部 都市政策課 景観・屋外広告班）

③ 主要な眺望景観の状況

選定した眺望点からの眺望状況は表6. 10. 1-4に示すとおりである。



凡 例

- 準対象事業実施区域
- 準対象事業実施区域から3kmの範囲
- 想定建物
- 可視領域
- 眺望点(文献調査結果)
- 眺望点(現地踏査結果)

0 1 2 km





図 6. 10. 1-3 準対象事業実施区域周辺の眺望点

表 6. 10. 1-4(1) 準対象事業実施区域方向の眺望景観 (No.1、No.2)

名称	眺望景観の状況
<p>No.1</p> <p>力尾集落付近</p>	
<p>No.2</p> <p>小山台付近</p>	

表 6. 10. 1-4 (2) 準対象事業実施区域方向の眺望景観 (No.3、No.4)

名称	眺望景観の状況
<p>No.3</p> <p>沢地浄水場付近</p>	 <p>準対象事業実施区域の範囲</p>
<p>No.4</p> <p>テックベース西側</p>	 <p>準対象事業実施区域の範囲</p>

6.10.2 予測、環境保全措置及び評価

(1) 予測内容

予測内容は以下のとおりとした。

- ・造成地の存在及び工作物の存在による主要な眺望景観の変化の程度

(2) 予測対象時期

予測対象時期は施設の稼働が定常状態となる時期とした。

(3) 予測地域

準対象事業実施区域から3kmの範囲内（東員町・いなべ市を除く）の眺望点4地点とした。

(4) 予測方法

予測は、主要な眺望点からの準対象事業実施区域方向の眺望景観への影響を把握するため、撮影画像と事業計画の重ね合わせによるフォトモンタージュ法を用いることとした。

予測手順は図6.10.2-1に示すとおりである。

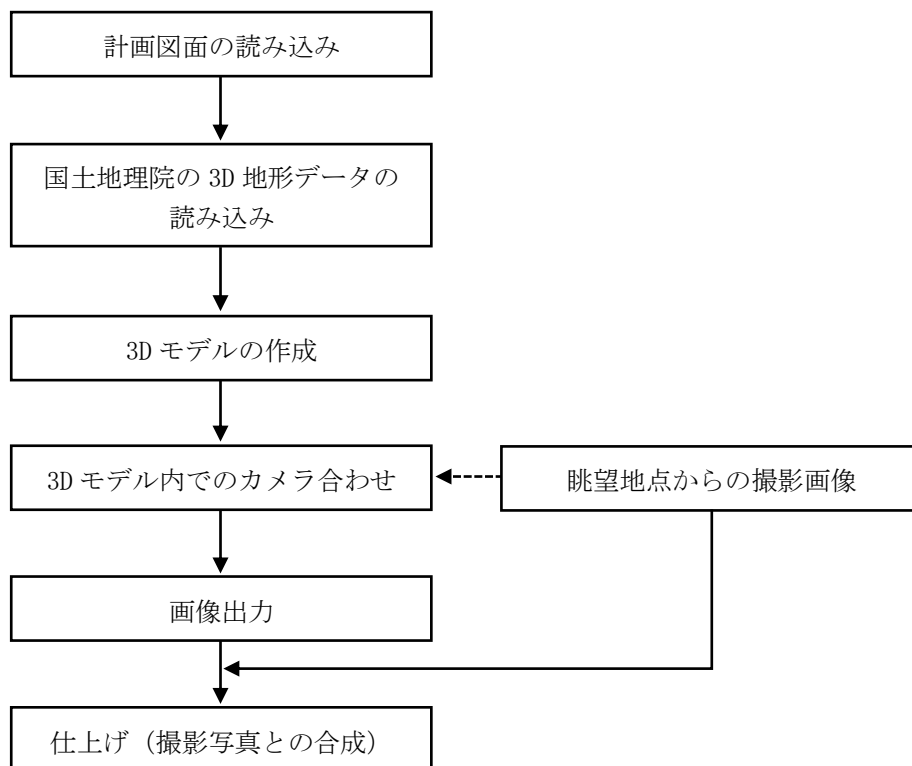


図 6.10.2-1 景観の予測手順

(5) 予測結果

主要な眺望景観への影響の予測結果は、表6.10.2-1及び表6.10.2-2に示すとおりである。



表 6.10.2-1 主要な眺望景観への影響の予測結果の概要

No.	名称	概要
1	力尾集落付近	建築物は、奥側に存在する工業団地の建物と連続的に分布し、整然とした配置になる。 従来の丘陵地が造成によって標高を下げ、その上に建築物が存在することから、従来のスカイラインとは変化するものの、左右に分布する丘陵部より低いため圧迫感はなく、眺望景観への変化は小さいものと予測する。
2	小山台付近	建築物の大半は手前にある丘陵部に遮蔽され、建物上端の一部が視認できる。また、その上端部分も奥に存在する稜線を分断することはないため、眺望景観の変化は小さいものと予測する。
3	沢地浄水場付近	建築物の大半は手前にある工業団地の造成地に遮蔽され、建物上端の一部が視認できる。また、その上端部分も奥に存在する稜線を分断することはないため、眺望景観の変化は小さいものと予測する。
4	テックベース西側	建築物の大半は手前にある工業団地の造成地に遮蔽され、建物上端の一部が視認できる。従来の丘陵地が造成によって標高を下げ、その上に建築物が存在することから、従来のスカイラインとは変化するものの、従来存在する工業団地の建物と連続的に分布し、整然とした配置になることから、眺望景観への変化は小さいものと予測する。

表 6. 10. 2-2(1) 眺望景觀への影響の予測結果 (No.1、No.2)

名称	眺望景觀の状況
<p>No.1</p> <p>力尾集落付近</p>	 <p>準対象事業実施区域の範囲</p>
<p>No.2</p> <p>小山台付近</p>	 <p>準対象事業実施区域の範囲</p>

表 6. 10. 2-2(2) 眺望景観への影響の予測結果 (No.3、No.4)

名称	眺望景観の状況
<p>No.3</p> <p>沢地浄水場付近</p>	
<p>No.4</p> <p>テックベース西側</p>	

(6) 環境保全措置及び評価

① 環境保全措置の検討

予測結果において、事業の実施による影響は小さい又はないと予測されたものの、影響をより低減するために、表6.10.2-3に示す環境保全措置を講じることとする。

表 6.10.2-3 環境保全措置の検討結果

対象項目	環境保全措置	効果
主要な眺望景観	① 各誘致企業の敷地においては、外周部及び主要な道路に面する部分に植栽帯を設けるよう求める。 ② 各誘致企業においては、周囲の景観と調和する色彩や建屋デザインを採用することを求める。	・ 圧迫感の緩和 ・ 周辺景観との調和

② 環境保全措置検討結果の検証及び整理

環境保全措置の検証及び整理の結果は表6.10.2-4に示すとおりである。

表 6.10.2-4 環境保全措置の検証及び整理

実施期間	施設の供用時
環境保全措置の対象	主要な眺望景観
環境保全措置内容	① 各誘致企業の敷地においては、外周部及び主要な道路に面する部分に植栽帯を設けるよう求める。 ② 各誘致企業においては、周囲の景観と調和する色彩や建屋デザインを採用することを求める。
実施主体	各誘致企業
実施方法	誘致決定時に要望
実施範囲	① 各誘致企業の敷地 ② 各誘致企業の建屋
効果	・ 圧迫感の緩和 ・ 周辺景観との調和
実施後の環境の状況	環境保全措置を講じることにより、予測結果のとおり影響は低減される。
効果の不確実性の程度	実施可能な措置であり、実施に関する不確実性は低い。
実施に伴う他の環境項目への影響	特になし

(7) 評 価（環境影響の回避・低減）

事業の実施による影響は小さい又はないと予測されたものの、影響をより低減するために、環境保全措置を講じることとした。

以上のことから、事業の実施に伴う景観への影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されていると評価する。